

**2016年全日本学生ロードレース・カップ・シリーズ**  
**第3戦 大町美麻ロードレース 大会要項 Vr.0531b**

主催 日本学生自転車競技連盟（JICF）  
共催 大町市、美麻地域づくり会議、大町美麻ロードレース実行委員会、長野県自転車競技連盟  
協賛 未定  
後援 大町市教育委員会（予定）、大町市観光協会  
協力 北安曇地方事務所、大町建設事務所、大町警察署、北アルプス広域大町消防署  
期日 平成28年7月16日（土） 20時00分 マネージャーミーティング（大町市美麻支所）  
7月17日（日） 8時00分 クラス3競技開始、10時00分クラス1+2競技開始  
会場 長野県大町市美麻特設コース（12.6kmサーキット・標高差226m） スタート・ゴール 新行グランド前  
大会主旨 本大会は、日本学生自転車競技連盟（以下「学連」という）の全日本学生ロードレース・カップ・シリーズ中の本格的ロードサーキットにおけるラウンドとして位置づけられ、学生のみならずジュニア・女子を含めた幅広い層の参加を得て、日本におけるサイクリススポーツカルチャーの振興に寄与することを目的として開催される。

競技種目 ロードレース  
クラス1+2 163.8km(12.6km×13周回)  
クラス3 50.4km(12.6km×4周回)

参加資格 (全クラス共通)

当該年度に有効な、日本自転車競技連盟（以下「JCF」と言う）登録競技者のうち学連登録選手、及びJCF登録もしくはUCI加盟国発行ライセンスを有する男女のエリート、U23、男女ジュニア競技者のうち主催者が参加を認めた者。ただし、UCIプロコンチネンタル登録以上の選手の参加は認めない。  
学連登録以外の選手数最大50名、総合計200名以内で申し込み（電子メール）先着順とする。

クラス1+2

学連クラス1+2、JBCF E1相当以上と認められるエリート・U23男子、主催者が適当と認めるエリート女子・ジュニア男女の選手（但し、エリート女子、ジュニア男女の競争距離は10周回126KMで打ち切り順位は与えない）。

クラス3

学連クラス3、学連女子、男女エリート、男子U23、男女ジュニア

参加申込 参加を希望する選手は所定の様式で電子メールにて本連盟事務局まで6月21日（火）までに申し込むこと。エントリー専用電子メールアドレス（[entry@jicf.info](mailto:entry@jicf.info)）への到着を以て参加申込の正式受領とするが、同一内容を郵送もしくはFAXにて事務局アドレス宛、期限内に送付する事。申込書式は [JICFウェブサイト](#) より入手できる。

参加費 本連盟登記者およびジュニア選手は1名につき4,000円、それ以外の参加者は1名につき6,000円とする。  
支払期限 6月21日（火）までに支払を済ませること。（支払が完了することで参加申込受付完了となる。納入した参加料は理由のいかんに関わらず返却しない。正当な理由なき欠場者には、参加料と同額のペナルティーを課す。定員を超えて参加が認められなかった者には、振込手数料を差し引いて返金する）

選手受付 振込先 長野県労働金庫（ろうきん） 諏訪湖支店 普通 9683745 口座名義 日本学生自転車競技連盟  
1.受付の場所、日時は別途コミュニケにて発表する。受付にライセンスを提示し、ゼッケンを受け取ること。  
2.選手は、競技開始15分前までに出走サインを自署すること。

賞典・式典 1.開会式・表彰式・閉会式については、別途コミュニケにより発表する。  
2.クラス1+2には、上位3位までに賞状・賞品、5~8位に賞状を授与する。  
U-23最上位者及び40歳以上の最上位者に賞状・賞品を授与する。  
3.クラス3には、上位8位までに賞状を授与する。

事故措置 1.競技中発生した事故等について、主催者にて応急処置の範囲の体制は準備するが、以降は各自の責任と費用負担において対応すること。  
2.JCF競技規則第5条に従い、各自の責任において第三者賠償責任保険を含む保険に加入の事。  
3.各選手は、各自の責任において傷害保険に加入し、健康保険証を必ず持参すること。

競技規則 JCF競技規則による他、詳細は本大会特別規則を定め適用する。

事務局 日本学生自転車競技連盟 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育館4階  
E-mail:[jicf@remus.dti.ne.jp](mailto:jicf@remus.dti.ne.jp) FAX: 03-3481-2369 URL: <http://www.remus.dti.ne.jp/~jicf/>  
エントリーの申込は [entry@jicf.info](mailto:entry@jicf.info) へ

## 特 別 規 則

### 第1条(カテゴリー混合)

- 1.各レースとも男女・カテゴリーを区別せず一つのレースとして行う。
- 2.クラス1+2に参加を認められたエリート女子・ジュニア男女の選手は、競争距離を10周回126KMで打ち切られ、順位は与えられない。

### 第2条(ジュニアのギア制限)

- 1.学連登記以外のジュニア選手にはJCF競技規則第28条によるギア比制限を適用する。
- 2.学連登記のジュニア選手にはJCF競技規則第28条によるギア比制限を適用しない。

### 第3条(スタート)

- 1.クラス1+2では、出走選手のうち全日本学生ロードレース・カップ・シリーズポイント上位10名までの選手に最前列でのスタートを認める。
- 2.概ね大黒様交差点までの約6kmをパレード区間とするが、正式なスタート地点はコミッセルがレース中に通告する。

### 第4条(器材補給)

- 1.主催者にて共通器材車を用意する。これに積載する代輪は参加者にて用意し、スタート地点に持参すること。代輪は用意したチームへ優先する努力をするが、共通機材とみなされ他のチーム選手にも提供する。
- 2.上記の他、ゴールライン通過後200mまでの走路左側の指定箇所にて代車・代輪への交換を認める。

### 第5条(食料補給)

- 1.飲食料の補給は、ゴールライン通過後200mまでの走路左側の「補給エリア」にて38km以降(3周回完了後)から最終回まで認める。ただし当日気候条件により変更することがある。
- 2.選手は補給区間及びその前後の指定された区間においてのみボトル・ゴミを走路左側チーム役員へ投げ渡す事ができる。
- 3.指定区間以外で投棄した場合、1回につき3,000円の罰金とする。今後のレース存続にかかわるので投棄場所を厳守すること。

### 第6条(失格・棄権)

- 1.スタートゴール地点を「北関門」、南側山岳賞地点を「南関門」とし、8周回(100km)までは先頭から北関門で7分、南関門で8分以上遅れた選手を除外する。8周回(100km)以降は、北関門で8分、南関門で9分以上遅れた選手を除外する。男女、カテゴリーの区別は行わない。
- 2.上記制限時間以内であっても、コミッセルが完走不可能と判断した選手は失格を宣言されることがある。
- 3.競技を中止した選手は、速やかにゼッケンを外すこと。そのうえで、自走にてゴール地点へ戻ることを認めることとするが、いかなる場合もコースの逆走は認めない。

### 第6条(スプリント賞)

- 5周回、6周回、8周回終了時のゴールライン通過順位1位の選手に対し中間スプリント賞を与える。

### 第7条(その他)

- 1.所定の期限に遅れて申し込んだチームは、参加料と同額もしくはその2倍のレイトフィーの支払を条件に参加を認めることがある。
- 2.フレームプレートは左右から見やすい位置に取り付けること。どちらかに寄らざるを得ない場合は右側に設置のこと。装着に必要な金具、紐、タイラップ及び接着テープは各チームで用意すること。
- 3.使用後のボディーズッケン、フレームプレートは、レース終了後30分~60分までの間にチーム毎にまとめて袋に入れて本部前指定の場所に返却すること。指定時間内に返却が行われない又は紛失した場合、ゼッケン1枚につき1000円を徴収する。
- 4.参加者は、要綱及びコミュニケをホームページからダウンロードのうえ、大会当日持参すること。

### 情報提供

#### (1)前日までの機材トラブル発生時の対応可能ショップ

|         |         |                 |
|---------|---------|-----------------|
| ラブニール   | 安曇野市穂高牧 | TEL0263-83-8797 |
| 三沢自転車商会 | 塩尻市広丘新田 | TEL0263-52-1570 |
| バイクランチ  | 松本市新橋   | TEL0263-50-6884 |

#### (2)宿泊補助の支給について

大町美麻ロードレース実行委員会のご厚意により、本大会に3名以上で参加するチームに対して、1チームあたり「5000円」の宿泊補助金を、エントリー先着30チームに限り支給いたします。参加者のカテゴリーは問いません。宿泊は美麻地区の宿泊施設をご利用ください

宿泊相談先 399-9101 長野県大町市美麻 13815 民宿：ヨコテ家  
電話 0261 (23) 1314 FAX0261 (23) 1314

参加申し込みの際し、以下を熟読し、申込みと同時に「内容に同意した事」とみなす。

## 誓 約 書

日本学生自転車競技連盟  
会長 村岡 功 殿

下記大会参加にあたり、当チームの選手・監督・コーチ・メカニック・その他すべての自チーム員が以下のことを確認し、順守すること誓います。

- 1 UCI (国際自転車競技連合)・JCF (日本自転車競技連盟) 規則を順守し、誠実かつスポーツマン精神に則りフェアな態度で自転車競技に参加すること。(UCI 規則 1.1.004, JCF 規則第 5 条 2. (4))
- 2 大会(競技中のみならず式典・公式練習等の付帯行事を含む)における参加者の肖像権は本連盟に帰属すること。(JCF 規則第 5 条 2. (9) 準用)
- 3 規則に規定される仕事と責任に加えて、チーム監督は、スポーツ活動と競技者のチーム内の自転車スポーツ実践における社会的・人的条件の管理について責任がある。(UCI規則1.1.078)
- 4 チーム監督は絶えず組織的に、可能なときはいつでも、社会的・人的条件を改善する努力をしなければならない。そしてチームの競技者の健康と安全を守らなければならない。(UCI規則1.1.079)
- 5 チーム監督は、チームに所属する者あるいはいかなる役目であってもそのために働く者により規則が順守されることを保証しなければならない。  
彼は他の者の模範とならなければならない。(UCI規則1.1.080)
- 6 すべてのライセンス保持者はレースのない時でも常にきちんとした服装をし、あらゆる場合において礼儀正しいふるまいをしなければならない。  
すべてのライセンス保持者は、おどしや、侮辱や、下品なふるまいや、他の人を危険な状態におとしいれたりしてはならない。言葉、身振りや書いたものなどで他のライセンス保持者や役員やスポンサーや連盟、UCIおよび自転車競技全般の名誉や評判を傷つけてはならない。批評の権利は、穏健に、十分な動機があり筋の通った方法でのみ行使できる。(UCI規則1.2.079)
- 7 競技者はスポーツマンとしてあたえられた機会を守らなければならない。  
競技者間の利害に関し、いかなる共謀や偽りや誹謗は禁止する。(UCI規則1.2.081)
- 8 競技者は最大限の注意を払って行動しなければならない。競技者が原因で発生した事故に関しては自分で責任を負わなければならない。  
競技者は開催国における法律を順守しなければならない。(UCI規則1.2.082)

注意：大会要項は諸事情により変更される場合があるので、JICF ウェブサイトを随時チェックすること。